

【奨学生申請時のマイナンバー利用について】

「石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の制定に伴い、「石岡市奨学金支給制度」においても、マイナンバーの利用によって、申請の際の住民票及び所得証明書等の添付が不要になります。

本制度を利用される際は、以下を参照し、関係書類の提出をお願いいたします。

1. 石岡市奨学生願書（様式第1号）の本人「個人番号」欄に12桁の「個人番号（マイナンバー）」をご記入ください。
2. 願書の中段「家族状況書」の「個人番号」欄に12桁の「個人番号（マイナンバー）」をご記入ください。ただし、在学中及び乳幼児の方については記入の必要はありません。
3. 願書の提出にあたり、マイナンバー及び本人確認のため、以下の書類を準備いただけますようお願いいたします。

（1）窓口での手続きの場合

ア 申請者本人が持参する場合

- ① 申請者及び収入のある方全員分の「個人番号カード（顔写真あり）」又は「通知カード」
- ② 本人確認書類

イ 代理人が持参する場合

- ① 申請者及び収入のある方全員分の「個人番号カード（顔写真あり）」又は「通知カード」
- ② 窓口に来た代理人の方の本人確認書類

※上記カードについては、コピーでもかまいません。

（2）郵送での手続きの場合

- ① 申請者及び収入のある方全員分の「個人番号カード（顔写真あり）」又は「通知カード」のコピー
- ② 申請者の本人確認書類のコピー

（本人確認書類）

* 1点でよいもの

運転免許証，旅券（パスポート），住民基本台帳カード（顔写真あり），個人番号カード（顔写真あり），身体障害者手帳など法律で定められたもの

* 2点必要なもの

健康保険証，学生証，年金手帳，年金証書，各種医療受給者証など法律の規定による官公署等発行のもの

（「氏名＋生年月日」または「氏名＋住所」の記載があるもの）

※有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

※裏面に住所が記載されている場合は、裏面のコピーも必要です。